

51

2009・11

障害者の教育権を実現する会

特集

- I 改めて障害に向きあう**
- II いまこそ障害者権利条約の批准を!**
- III 戦争放棄と象徴天皇のあいだ**



●シンポジウム●

さまざまな発達障害とインクルージョン

- ・障害者の権利条約からみた発達障害者支援法
- ・「発達障害」をどうとらえたらいいか

柴崎 律 ●手話はどういう言語か

ピヤネール多美子 ●スウェーデンのろう教育を見る

野村みどり ●改めて難聴児のインクルージョンを考える

平林 浩 ●統合教育が教育の原点

星加 良司 ●障害学ことはじめ

石川 愛子 ●権利としての障害者教育運動

山田 英造 ●教員免許更新制は教育をダメにする

戦争放棄と象徴天皇のあいだ

拡張する天皇 「即位 20 年」批判

北野 誉

「精神的力タルシス」を実質あるものにするために
津田道夫著『君は日本国憲法を知っているか 焼け跡の記憶1945～1946』を読む

竹内栄美子

人権は生命より重く 足利事件によせて

竹澤 節子

オバマの反核演説は期待できるか

筑紫 建彦

返せ!の手に 靖国合祀拒否訴訟大阪・第2ステージ控訴審

山内小夜子

日本の戦争責任と繰り返される「曖昧な解決」

張 宏 波

150

147

140 136

132 124

表紙・トーリ写真＝高坂徹氏提供
（ペラルーシからやってきた少女）

インクルージョンふぉーむ案内 6

編集後記

160

日本の戦争責任と繰り返される「曖昧な解決」——戦争被害者の人権を考える

張 宏 波

1 日本の戦後補償への不満 被害者への視点の欠落

日本の戦争責任というと、過去の話をいつまでも持出していくと思われがちだが、日本には戦争の時代を経験した人々が未だ1千万人以上も存命している。しかも彼らの間には、戦争経験を語り残しておこうとする主体的な動きも見られる。例えば『朝日新聞』では、読者投稿欄は月に一回「語りつぐ戦争」という特集を組んでいる。そこでは、戦争そのものの悲惨さ、銃後の困難な暮らし、戦後生

活の苦労などを偲ぶ記事が多い。世界恐慌の行き詰まりがもたらした戦争に翻弄され、銃弾の飛び交う戦地でも、空襲や飢餓に怯える銃後でも、死と隣り合わせだつた日々が生き生き想起される。戦後も、家族や友人を失いながら、飢餓、貧困、失業、病気などの困難が次々と襲つてきた。そうした不条理を耐えて生き抜いた毎日は、つらかつたが貴重な経験であつたと、豊かで「平和ボケ」した現在だからこそ語り残しておきたい、そんな欲求に突き動かされているかのようである。確かに、そうした過酷な体験は歴史の一頁として記憶され、後世へ伝え残

強制連行・強制労働をさせられた中国人（約4万人）や朝鮮人（約70万人）に接していた可能性も十分ある。

異国の地に連行され、厳しい労働に従事させられた彼らの苦労は想像に余りある。その苦難の歴史もまた記憶しておくべき一頁であろう。それを記録することは、彼らの存在を知らなかつた人々が、当時の報道や教育の偏りに気付くことにつながる。被害国の人々の苦難に関する記述が例外的といえるほど少ないことは、日本の戦争がもたらした被害への視点が構造的に欠落していることを物語る。

日本人が原爆や大空襲などの被害を忘れずに伝え残したいと思っているように、中国や朝鮮半島の人々も虐殺、焼討ち、強制連行、「従軍慰安婦」などの被害がいるように、強制連行・強制労働や「従軍慰安婦」の被害による苦しみも現在進行形である。アジア諸国では戦争被害と日本による加害の事実がセットになって認識

されている。こうした歴史認識に関する非対称性が見られる東アジアが相互理解を深めるためには、日本はまず、被害の歴史だけでなく加害の歴史をも「記憶」することが不可欠となる。新しい東アジア関係の構築はそこから始まるだろう。こうした市民レベルの戦争観を踏まえた上で、国レベルの戦後補償について検討すると、両者に通底するものがあることに気付く。以下で述べるように、日本の戦後補償のあり方にはある構造的な問題が孕まれている。その結果、戦争責任の取り方に對して、被害国の人々からはいつまでも納得が得られない状況が続いている。日本人の旧軍人やその遺族、傷病者には手厚い恩給や金銭補償が重ねられてきたが、外国人の被害者や遺族などによる補償要求はおおよそ門前払いしてきた。これは戦争経験者だけの問題ではない。この状況を放置してきた戦後世代の責任もある。戦争被害者の声に正面から向き合おうとしないことは、日本の

しておくべきものである。戦争になれば一人一人がいかに大きな被害を受け、苦しみを味わうかを理解することは、戦争への傾倒の歯止めとなるだろう。

日本人も大変な苦労を強いられた戦争であれば、被害を受けたアジアの人々のそれは計り知れないものであつただろう。しかし、先の投書欄では、加害者としての視点や、被害者に対する想像力が及んでいる投稿がほとんど見当たらない。軍人・軍属であれば加害者としての罪の意識が筆を走らせてもよいだろうし、銃後の市民も、在日中国人・朝鮮人が差別の中で日本人以上に苦労していた様子や、

もちろん、戦後日本が被害国に対しても何もしてこなかつたわけではない。しかし、その責任究明や補償のあり方は、被害者に心から受け入れられ、心身の傷を癒せるものではなかつた。とくに、責任の所在や謝罪を曖昧化してしまう日本のやり方にに対する不満は根強い。以下では、日本の戦後補償がどのような特徴を持ち、それがどのように受けとめられたのかについて、強制連行・強制労働問題を中心確認していきたい。

2 朝鮮人強制連行訴訟での「和解」

90年代後半に、朝鮮人強制連行・強制労働の被害者が、加害企業との間に相次いで「和解」を成立させて注目された。しかし、その内実はよく確認しておく必要がある。^(注)

(1) 被告側新日鉄と自主交渉による和解 戦時中に強制連行され、日本製鉄（現在の新日鉄・釜石製鉄所）で強制労働に従事させられた朝鮮人のうち、爆撃で死亡

した11名の韓国人遺族が、新日鉄と国を相手に遺骨の返還や慰謝料など総額約2億5千万円の損害賠償を求めて、95年9月に提訴した。一審敗訴の後、裁判外ながら97年9月に「和解」が成立した。その内容は、(一)遺族あたり200万円の慰霊金、(二)死亡した韓国人を新日製鉄所内の鎮魂社に合祀、(三)韓国での慰霊費用として約140万円を支払う、とするものである。一方、新日鉄側は和解にあたり「日本製鉄の債権債務を引継いでない当社に一切法的責任はないとの主張に変わりはないが、遺骨がなく、故人の魂を鎮めることができなかつた原告の事情を察し、慰霊のための協力を行うこととした」とのコメントを公表した。

(2) 被告側日本鋼管と和解

戦時中、16歳で日本鋼管の川崎製鉄所に強制動員された金景錫氏は、当時の朝鮮人が起こしたストライキの首謀者となりされて48時間におよぶ激しいリンチを受け、右腕が不自由になるなど大けがを負った。91年に日本鋼管に対して、強制

連行の事実を認めて謝罪、損害賠償の支払を求める訴訟を起こした。一審判決では、同社従業員による暴行の事実は認定しながらも強制連行の事実は否定するという奇妙な判決となつて敗訴し、控訴審の過程で99年4月に「和解」が成立した。410万円の和解金が支払われたものの、企業側は法的責任の回避に拘泥し、9か月間におよぶ和解交渉のほとんどをそれ以上して、法的責任がないことを和解文書に書き込むことに成功した。

(3) 被告側不二越と和解

戦時中、工作機械メーカー「不二越」で強制労働させられた7人の朝鮮人女性が未払い賃金や慰謝料を求めて92年9月に提訴した。00年7月に最高裁で成立了和解の内容は、(一)計3000万円以上の解決金の支払、(二)戦時の労働に感謝するため会社構内に記念碑を設置する、とするものだつた。しかし、不二越側は、「謝罪はしない。強制連行、未払賃金の事実もない。強制連行は当時の国策に従つただけで法令に基づいたもの」として、

その事実は最後まで否定した。従つて、原告団長は「何もやましいことがなければ、金を出す必要がどこの世界にあるのか」と受けとめるしかなかつた。

以上の三件には驚くほど共通する要素がある。第一に、強制連行や強制労働の事実を認めようとしない、従つて法的責任もとらず、謝罪もしないこと。第二に、金銭拠出は行つたが、賠償や補償の意味合いのない「慰霊金」「解決金」といった名目であること。第三に、第一と第二の点の矛盾に全く無自覚であること。

企業が何らかの金銭拠出を行つたのは、それを要する「行為」があつたからである。しかし、その「行為」を極力認めようとはせず、責任の所在を転嫁する論理に拘泥する。いわく、戦前と現在は別法人である、国策に従つただけだと。ただ、責任を認めないものの無関係ではないたため、「慰霊」や「被害者の救済」という戦争責任とは別の次元の論理で対処しようとして、金銭が拠出されている。

いうまでもなく、劣悪な条件下で朝鮮

人に奴隸労働を強い、時に激しい暴行を加えたのは、企業の主体的行為以外のなものでもない。その責任を認めることなく拠出される金銭は、「カネで一切の力

タを付ける」ためのものでしかない。「人道的な立場」からの配慮として金銭を拠出するという口上は、そうした身も蓋もない強引さを隠蔽するための「粉飾」に過ぎない。責任を認めて謝罪し償うことが求められる立場から一転して、第三者的な「慈善家」の立場に替わる。

もちろん、原告や原告弁護団のなかには、金銭拠出を評価するケースもある。被害に伴う心身の傷が、当事者や家族・遺族の戦後生活に多大な苦痛、苦難を与えたことを考へると、困窮した生活のなかで金銭そのものを要した事情も十分理解できる。問題は、責任を取るべき加害側の姿勢である。朝鮮人への暴行を認めながらも強制連行そのものは認めないと、いう破綻した法理を導いた裁判所にも、戦争責任を直視せず、戦争被害者の人権を蔑ろにする姿勢が表れているといえる。

3 中国人強制連行訴訟での「和解」

(1) 大江山「和解」

中国人強制連行訴訟で「和解」が成立したのは、「花岡和解」と「大江山和解」である。

戦争中、京都の大江山ニッケル鉱山に強制連行・強制労働させられた約200人の中国人のうち6名が、89年8月、日本冶金工業に対し謝罪広告と損害賠償を求めて裁判を起こした。最終的に、04年9月に「和解」が成立したが、加害企業側は強制連行・強制労働の事実を認めず、謝罪もしない、損害賠償金は支払わないが、一人350万円の「解決金」を支払うという内容であった。

解決金が支給されたとはいえ、当初の「謝罪、賠償、記念碑」という目標が一

つも達成されていないのでは、「和解」と呼べる要件を満たしておらず、金銭によ

る有無を言わせぬ「解決」でしかない。

実際に、中国側からは「今後の参考テキストとしてはいけない」という意見さえ

出されている。日本側の高橋融弁護士も、加害企業が謝罪要求に応じず、道義的な反省さえ見られない「和解」は、レベルが低すぎるとして当初は反対していた^(注2)。こうした「和解」とは呼べない「和解」を成立させるほど、企業や裁判所は戦争責任の回避に躍起になつている。

(2) 和解なき花岡「和解」

上述の戦後補償の問題点が集約され、それに対する拒否の姿勢が強く示されたのが、花岡「和解」である。加害企業だけではなく、国や裁判所にも、責任を認め謝罪することに消極的な姿勢が見られることは先に述べた。これまで扱つてきた

「和解」では、被害者側はこの落差を何とか肯定的に捉えて受け入れようとしてきたが、そうした曖昧な姿勢を許さない原告代表(耿諱氏)が現れて、「和解」の本質とは何かが問われた。「和解」の経緯と問題点については、本誌前号の論考「花岡事件『和解』再考」に譲り、簡潔に言及しておきたい。

花岡鉱山に強制連行されて奴隸労働に

「頭で弁護団の『解釈』だけを伝えたため、原告はそれを信じて『和解』受入れに同意した。『和解』成立後に初めて実際の『和解条項』を読んだ原告らは、事前に知らされていた内容と異なっていることを知り、「弁護団に騙された」と『和解』受入れを拒否するに至った。

原告の利害を代理する立場にある原告弁護団が、曖昧な解決に終わった事実を原告に隠蔽して「和解」を成立させている点は他に類を見ない。「従軍慰安婦」への「見舞金」であるとして批判され、多数の当事者が受取りを拒否した「女性のためのアジア平和国民基金」でさえ、何が不十分であるかはオープンにされていて、受入れるかどうかの選択は被害者に委ねられていた。^(注4) 花岡「和解」では、弁護団が、基金の拠出と引換えに謝罪や責任を曖昧化することを容認してしまった。実際の「和解」内容を事前に正確に伝えることなく、弁護団が「和解」を成立させたのは、原告が受入れない可能性を見込んでいたのではないか^(注5)。

(3) 花岡「和解」への評価をめぐって

(3) 花岡「和解」への評価をめぐって

花岡「和解」の評価をめぐって最近展開された論争にも、本論と同じ問題の構図が再現されており、日本社会が何を直視できないのかが表れている。

精神医学者の野田正彰は、07年8月から、強制連行・強制労働や「従軍慰安婦」などに関する聴取りの成果を『世界』で連載した。上記の耿諄原告代表への聴取りも含まれている。そこで紹介された耿氏による花岡「和解」への思いや、それに対する野田氏の評価をめぐって、訴訟の支援者であつた田中宏氏や林伯耀氏から反論が寄せられ、同誌をはじめとするメディアで論争が起つた(注6)。

長」といういすれも戦後補償運動の最前线に立つ3名からなる。チームは関係者からの聴取りや資料収集を行い、検証結果が同誌本年9月号に掲載された。^(注6)

詳細は機会を改めたいが、「検証」の基本姿勢は、被害者が納得して受入れることができない日本の戦後補償の構造的欠陥を再生産するものであった。

論争の焦点は、耿諱原告代表が、自分たちの望まない「和解」が成立したのは、弁護団に「騙された」からだと主張したことの当否であった。原告側は条項の訳文も渡されず事前に十分内容を知らされなかつたと主張したのに対し、代理人側は十分な口頭説明を行つたと主張した。

第三者、が花岡「和解」を検証するチ
ームを立ち上げた。メンバーは、同誌編
集長に加え、有光健氏（「戦後補償ネット
ワーク」世話人）、内海愛子氏（朝鮮人B
C級戦犯裁判の補償運動に従事した大学
教授）、高木喜孝氏（弁護士、「戦後補償
問題を考える弁護士連絡協議会」事務局

言語の最終結果に關して、弁護団が原告に十分な口頭説明をするのは基本的なことである。法律用語が難解であると感じるのは日本人だけではない。さらに本訴訟では日本と中国という言葉の壁もある。口頭説明だけでは理解し難い内容も、訳文を見れば意味を確かめることができ。口頭説明を行つたから、訳文

従事させられた原告は、80年代後半に入つて鹿島建設を相手取り、「事実を認めて謝罪」「記念館の建設」「一人500万円の賠償金」の三項目の要求を行つた。自主交渉の結果、90年7月に鹿島が「責任を認めて謝罪」する内容を柱とする「丑同発表」がまとまり、大企業が戦争責任を初めて認めたと大きく報じられた。賠償金や記念館建設については今後の交渉課題とされたが、鹿島はその後一転して事実や責任さえ否定するに及んだため、被害者は95年6月に訴訟に踏み切つた。一審敗訴を経て、控訴審で和解交渉に入り、00年11月末に「和解」が成立した。986人全ての被害者やその遺族を対象にした5億円の「基金」が評価され、「画期的」と大々的に報道された。どのような意味で「画期的」だったのだろうか。

裁判で、鹿島職員が戦犯として有罪となつた歴史的事実を全面的に覆しており、看過できない。法的責任がない以上、一度は行つた謝罪さえ撤回したも同然である。事実、「和解」当日に控訴審の裁判官が発表した「所感」、鹿島が発表した「コメント」はそれぞれ、控訴審の中で鹿島が強制労働や虐待の事実を否定し、法的責任を認めていない態度を明らかにしている。

つまり、「和解」とはいいながら、原告の三要求は一つも達成されていない。逆に鹿島は三項目をすべて拒否して、5億円で一切のケリを付ける形にこぎ着けた。実質上、鹿島の全面勝利である。

こうしてみると、花岡「和解」はこれまでに見てきた「和解」と共通しており、「画期的」と言える点は見当たらない。事実、中国側メディアや学者は日本のそれとは対照的に、責任も認めず謝罪もない「和解」は、被害者を再度辱めるものだと批判してきた。^{注3)}

な対応には原告弁護団（新美隆弁護団長）が抗議するものであるが、花岡「和解」の場合、そうではなかつた。原告弁護団はこのような「和解」内容でありながら、「鹿島は責任を認めて謝罪した」「5億円は賠償金だ」という説明を繰り返したのである。また、「記念館建設」の断念については原告が事前に同意していたと主張した。つまり、原告および鹿島側と異なる「解釈」を原告弁護団だけが採用し、「勝利」と位置づけ、日本人支援者も大半がこの「解釈」を支持した。

もちろん、自身の要求が一つも達成されないこうした「和解」を、原告がそうと知つていて承認するはずはない。原告が「和解」成立前に受けた事前説明では弁護団から「鹿島は責任を認めてあらためて謝罪した」「5億円は賠償金だ」と聞かされていたからこそ、記念館建設断念の默認を含めて受けられたのである。

しかし、弁護団は最終的な「和解条項」の文面を原告たちに見せて同意を得るという基本的手続きを「省略」した。

が渡されなくとも問題はないという正当化は全く転倒している。

従つて、検証の焦点は、①なぜ和解条項の訳文を原告に渡さなかつたのかを代理人側に確かめること、②口頭説明の内容がいかなるものであつたかを原告側、弁護団・支援者側からそれぞれ聴取り、両者の異同を明らかにすることである。

検証「報告」では、①については、弁

護団・支援者への聴取りを行つていながら、なぜか全く言及されていない。②につい

ては、まず原告側への確認に関して、「和解」拒否の耿諱原告代表は病気のため実現できず、もう一人の原告の孫力氏には接触していない。代わりに、耿氏が

03年3月に発表した抗議文を引用し、同氏が「和解」成立前に弁護団から報告を受けた内容と、後日読んだ実際の和解条項文面とは内容が全く異なつていると主張していることを確認している。

他方、弁護団・支援者からは「口頭説明」の様子を記録したビデオの提供を受けている。ただし、原告への説明会（11

一切情報を示さないのは、検証の基本的手続きを欠いている。都合の良い部分だけが提供された可能性を排除できず、読者は検証結果の是非を判断することができないのではないか。

仮に弁護団には騙す意図はなく、予期しない結果として訳し落とされたのだとしたら、弁護団は原告に真っ先に謝罪するところだろう。しかし、耿諱氏や孫力氏が弁護団に質問状や抗議文を送付しても一切回答がない状況が続いている。田中氏や林氏ら支援者の「反論」には、弁解はあつても説明も謝罪もない。この点だけを見ても、「検証」の中で上記の①に言及しない不可解さが浮かび上がる。

また、「検証」では、花岡訴訟が「裁判上の和解」という形式で終わつた点にも注意が加えられている。「裁判上の和解」は、一般的な意味での「和解」とは異なり、「仲直り」的な意味合いを持たない。つまり、「裁判上の和解」は和解交渉の妥協の産物であるため、誠意よりも金銭的条件などが中心に規定され、双方の解釈

月19日）の記録ではなく、その前日に5億円の基金の信託先である中国紅十字会で説明を行つた際の映像である。その場には耿氏も同席しており、弁護団による説明を一緒に受けている。その映像を確認した検証チームは、和解条項の訳文が配布されたかどうかは「確認できない」としている。さらに、新美弁護団長が和解条項について逐語的に説明しているもの、通訳が重要な箇所を訳し落としていると指摘している。「和解」において、被害者が「了解した」という重要な文言は通訳されていない。

それが事実であるとすれば、耿氏の主張通り、11月18日の説明では、同氏は和解条項の正確な内容を知り得なかつた。しかし、検証では、弁護団長は逐語的に説明しており、通訳が不十分だつたため原告に十分伝わらない箇所があつただけで、「騙したとはいえない」との評価をしている。通訳が訳し落としたのであれば、原告に十分に伝えたことにはならぬ

い。日本語による説明だけでは説明がないのも当然である。また、新美氏のほか、田中氏、林氏など中国語を理解できる関係者が複数同席していた。訳し落としがあればなぜ補わなかつたのか。この時の通訳は、説明を受ける側の紅十字会の幹部が担当しており、通訳上の不備は通訳者に還元できるものではない。弁護団には、内容を正確に伝えられる通訳を準備する責任があった。検証「報告」には、被害者側の視点が欠落している。

こうした「検証」姿勢に加えて、検証方法にも問題がある。弁護団・支援者側が提供したビデオは、弁護団が原告全員に説明を行つた19日の映像ではない。最も重要な19日の口頭説明のあり方を判断するうえで、18日の記録は傍証でしかないうえで、18日の映像は提供されて、19日のそれが提供されなかつたのか、全く説明がない。それ以前に、この記録が、誰がどのような目的で撮影したのかについても説明がない。もっとも重視する資料でありながら、その資料の性格について

が全く異なるまま成立することもある、と。花岡「和解」はこの「裁判上の和解」に当たるため、原告弁護団の「解釈」と原告代表のそれが異なり、責任や謝罪が曖昧化されていると原告が感じても仕方がないと示唆している。法的にはそうであったとしても、かりにも「検証」なのであれば、「裁判上の和解」がそうした曖昧さを免れないことを原告が事前に理解していたかどうかを検証するべきである。謝罪や責任を明確にすることを第一に要求していた原告が、「裁判上の和解」の限界についてあらかじめ弁護団から説明を受けて理解していたなら、その解決形式を受入れていなかつただろう。

戦後補償運動の専門家たちでさえも、被害者の立場への理解を失いてしまう点は危惧される。

4 「戦争被害者の人権」に いかに向きますか

所（さらに一部弁護士や大学教授）は、アジアの戦争被害者をケアの対象に含めようとしているといつても過言ではないだろうか。彼らは「外国人」かつ「被害者」という二重の少数者である。日本国内では「外国人」および「犯罪被害者」への人権擁護が少しづつ整備されているが、その両方を構成要素とする「戦争被害者」の人権は、法的に対処せず、「ウヤムヤ解決」が志向される。戦争被害者が納得できる謝罪の言葉を聞くこともなければ、せいぜい少額かつ性格の曖昧な金銭が拠出されるにとどまっていることに、軍人恩給や戦没者遺族年金を支給されている市民でさえ、疑問を抱くことは少ない。日本は市民レベルでも公的機関のレベルでも、「戦争被害者」の存在に、そしてその人権に向き合おうとしない。

戦後補償といいながらこうした対応を続けるのは、加害者としての自己認識が欠如しているが故である。加害者として自己同定できないがゆえに、被害者を見いだせない。被害者は踏みにじられた人

権の回復を要求しており、加害側の責任や謝罪を第一に要求している。

しかし、加害者として自己認識しない日本側は、これを転化させてしまう。企業は国策に従つただけだと責任を国家に転嫁し、裁判所は「國家無答責」という明治時代の法理を持出したり、強制労働と性奴隸には「時効」を適用しない現在の国際法の到達点を無視し、さらに政府は国交回復時の条約などで戦争賠償は「解決済」という主張を繰り返す。加害者に謝罪や責任を求めた被害者が、それを拒否されたうえで「慰靈」や「救済」のためのカネを支給されて有り難がると本気で考えているのだろうか。

他者に損害を与えたなら、まずその責任を認めて謝罪し、その上でいかに責任をとるかを考えるのが基本的な手順である。C型肝炎、原爆症などの被害者に対する補償は基本的にこのような流れで行われてきた。その単純で常識的な手続きを、アジアの被害者には適用しなくてもよいという考え方、日本では各界で共有

されていることになろう。中国や朝鮮半島の人々の人权を軽視する姿勢は、「チャンコロ」「チヨン」と蔑視していた時代とどこまで変わっているのか。被害者側からすれば、日本は戦争責任に真摯に向き合おうとしているどころか、被害者を再度侮辱しているように見えてしまう。

そもそも、責任を認めて心から謝罪され、賠償金を受け取ったところで、心身にわたる重大な被害というものは完全に回復することはできない。それは「不可能なこと」である。他方で、加害者がその責任を十全に認めて心から謝罪することは「可能なこと」である。不可能なことはまだしも、「可能なこと」とさえしないのは単なる責任回避であり、誠実な責任の取り方とは対極にある。被害を与えた人々に対する人権さえ回復しようとしたい国や市民が、国内の少数者の人権擁護に十全に対処すると考えられるだろうか。

5 「政治解決」を曖昧にしないために

提言での要求は、政府と企業への「事実認定」「謝罪」「補償」（基金の設置）であり、被害者が繰り返し求めてきたもの

である。

ただ、同「提言」では、「基金」に関しては最低でも1千億円などと細かく述べられている一方で、「事実認定」「謝罪」のあり方については具体化されていない点に注目したい。先に見た強制連行・労働裁判において被害者から問題視されたきたのは、「補償金」についてというよりも、その前提となる「事実認定」や「謝罪」をめぐってであった。政府や加害企業が抵抗してきたのも「事実認定」や「法的責任」「謝罪」であって、「金銭の抛出」への抵抗は二次的なものであった。

従つて、現在摸索されている「政治解決」が真の全面解決となるためには、どのような「事実認定」や「謝罪」であれば、被害者に受け入れられるのかについて明確にしておく必要があるだろう。それでもないと、政府や企業との交渉過程で、「事実認定」「謝罪」が曖昧化・骨抜き化され、これまでと同じ結果に終わる可能性があるからである。先に見てきた「和解」のあり方と一線を画する徹底したも

のでない限り「全面解決」になりえない。

なお、前述した花岡「和解」の検証メンバーで、法律面での検討を主導したと考えられる高木喜孝弁護士は、この「全体解決」の推進に関与している。「検証」結果は、被害者が何を求めているのか、被害者からすれば日本の戦後補償のありがいかなるものとして映っているのか、といった視点を欠落していた。花岡「和解」での謝罪のあり方を「仕方がない」と評価した弁護士が、「全体解決」のと評価した弁護士が、「全体解決」においてこれまでの問題点をどのように乗り越えていくのかが焦点となるだろう。

戦後処理の推進を掲げる民主党が政権を取ったいま、「政治解決」による全面解決に向けた交渉において、明確な「事実認定」と「謝罪」を引き出して戦争責任の曖昧解決という宿痾を断ち切る機会とするか、最後まで曖昧なまま終わるかの分岐点に立つている。戦争被害者の人権をも尊重する社会とするために、一人が自身の戦後責任に向き合う姿勢で見守つていきたい。(神奈川県、大学教員)

[注1] http://www.court.us.go.jp/hanrei/pdf/20070427_43.html

[注2] 以下三件の和解について、『日本経済新聞』など当時の記事を参照した。

[注3] 『中国民間対日索賠現状』(『中国の民間対日賠償請求運動は転換点を迎えた』)『南方週末』2008年12月4日付。

[注4] 『人民日報』(ネット版)

http://japan.people.com.cn/zhuanti/Zhuanti_43.html

[注5] 大沼保昭『慰安婦』問題とは何だったのか:メディア・NGO・政府の功罪』中央公論新社、2007年。

[注6] 田中宏『花岡和解の事実と経過を贈る』2008年5月、林伯耀「大事な他者を見失わなければ、野田正彰『田中宏氏に反論する』原告団長を人氣者と呼ぶ人間觀』同年6月。

[注7] 有光健・内海愛子・高木喜孝・岡本厚『花岡和解』を検証する

[注8] 1944年夏、広島県の安野発電所建設工事に360人の中国人が強制連行され、労働を強いやられ、29名が死亡した。

[注9]

http://www.soupei.jp/saiban/renko/teigen.htm